

第 196 回富山県都市計画審議会

日時 令和 8 年 1 月 28 日（水） 10：00～

場所 富山県民会館 611 号室

1. 開会

（司 会）定刻となりましたので、ただいまより、第 196 回富山県都市計画審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 20 名のうち、14 名のご出席をいただいております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日審議会は有効に成立する旨、ご報告申し上げます。

ここで委員の交代により、新たにご就任いただいた方をご紹介させていただきます。富山県町村議会議長会会長の堀田喜久男様でございます。

次に、資料でございますが、会議のペーパーレス化の観点により、第 195 回に引き続き、試行的にタブレットのみの使用とさせていただきます。お手元のタブレットに次の 3 個のファイルが入っております。01 として、次第、配席図、委員名簿、都市計画審議会条例及び運営要綱等。02 として、説明用のパワーポイント。03 として、議案第 1 号から第 5 号の議案書及び個別の参考資料。そのうち、現在表示されているファイルは、02 議案説明用パワーポイントとなっております。スクリーン上にも表示いたしますが、拡大表示されたい場合や、前のページを確認されたい場合等には、適宜お手元のタブレットをご覧ください。画面の操作は基本的にキーボード右下にある矢印キーの上下でページを移動することができますので、ご利用ください。タブレット端末の操作等でご不明な点がございましたら、お近くの職員にお申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、本審議会は、富山県都市計画審議会運営要綱第 5 条第 1 項に基づき、原則公開といたします。詳細につきましては、タブレットの資料をご覧ください。また、本審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定です。それでは、この後の進行につきましては、高山会長にお願いいたします。

（会 長）改めましておはようございます。本日は審議案件が 5 件ございます。1 件目は都市計画道路の変更について、2 件目と 3 件目は産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてです。4 件目は用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について、5 件目は公開に関する要領の見直し・改定となっております。案件数は多いですが、いずれも重要な内容ですので、慎重にご審議くださいますようお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。それでは審議会に入る前に、運営要

綱第4条第2項の規定により、私から議事録署名委員を指名いたします。今回は、神山委員と高橋委員にお願いしたいと思います。

それでは、議案第1号南砺都市計画道路の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

2. 議事

議案第1号 南砺都市計画道路の変更について

(委員) 資料3・4の「未整備区間における幅員構成の変更内容」について、植樹帯をなくすという説明だったかと思いますが、この点について伺います。植樹帯は特に必要ない、という意見が多かったということでしょうか。私自身は、ウォークアブルなまちづくりなどの観点からも、今後、植樹帯は非常に重要な役割を担うものだと考えております。

(事務局) ご説明いたします。植樹帯自体は、都市景観への配慮や沿道の皆さまのご意見も踏まえると重要だと認識しております。ただ、当該区間についてはこの区間の地域特性を踏まえ、見直しを行ったものです。ここは鉄道と立体交差する高架区間となり沿道の利用がないこと、用途地域の境目または用途地域ではない区間であることなどから、植樹帯は必要ではないと判断しました。なお、この路線全体で植樹帯をなくすという趣旨ではなく、今回の変更対象区間に限った対応です。

(委員) この区間の歩行者・自転車の通行量について、調査はされていますか。

(事務局) 自転車の通行量については調査しておりませんが、歩行者については現地調査を行っています。配布資料にはありませんが、画面の資料でお示しすると、当該路線と交差する道路について、12時間で約250人の地点もあれば、少ない地点では約18人という状況です。横断道路の交通量ですので、その方々の全てがこの計画道路ができた場合に利用されるわけではないので、今回の変更区間では歩道利用者はそれほど多くないと見込んでおり、歩道幅を縮小しても問題ないと考えています。

(委員) 自転車通行帯のマークなどは設置されるのでしょうか。

(事務局) 自転車通行の路面表示等については、今後の詳細設計の段階で警察と協議し決定したいと考えております。

(会 長) ほかにご意見がなければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、議案第1号について、原案どおり議決することに異議はありませんでしょうか。ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり議決されました。

それでは引き続きまして、議案第2号、産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について、内容の説明をお願いいたします。

議案第2号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について

(委員) 選別後に使用するエリアの敷地面積はどれくらいでしょうか。

(事務局) 選別に使用する部分の面積は現時点で算出しておりません。画面で水色に示している部分が、がれき類の処分スペースとなります。全体の敷地面積は 6,594 m² ですが、使用範囲はその一部で、比較的狭い範囲になります。面積については確認のうえ、改めてお示しします。

(委員) 選別したものの破碎作業は、どのくらいの頻度という説明でしたでしょうか。

(事務局) 作業は週2〜3回、1回あたり4〜6時間程度を想定しています。破碎機の処理能力は1日あたり234.4tですが、実際には申請者が行う解体・土木事業で発生した分のみを処理するため、最大能力まで稼働するわけではありません。処理量ももっと少なく、敷地内に大量に滞留することはないと伺っています。

(委員) 地域の皆さんから反対はなかったとのことですが、今後、状況が変わって住民から意見が出た場合の対応体制はどうなりますか。市として事業者との調整や管理もお願いしたいと思います。

(事務局) 困りごとがあれば、町内会等を通じてご連絡いただければ、事業者が対応することになります。また、飛散等が懸念される場合は、必要な対策の実施を求めています。もともと当該敷地はコンクリートプラントがあった場所で、周辺環境としては大きな変化は少ないと受け止められていますが、問題が生じた際に適切に対応できるよう、事業者と調整し、市としても管理に努めます。

(委員) 今スライドでご説明のあった「地域の方の合意」について伺います。大山上野地区は計画地の南側に位置する地域だと思いますが、搬出入で道路を使用すると、北側地域への影響も懸念されます。北側の地域の方々は、どのように受け止めて

おられるのでしょうか。

(事務局) 画面上で黄色に塗っている北側の2か所が、計画地に最も近い住宅2件です。この2件については個別に直接説明を行い、同意を得ています。計画地の北側も大山上野地区になるため、地区住民全体に対する説明会も実施しています。

(委員) 北側の地域としては不満が出る可能性もあると思いますが、その点の確認は十分でしょうか。

(事務局) 今回の事業によって増加する交通量は、1日あたり約30台程度と見込んでおり、大きな影響は生じにくいと考えております。

(会長) ほかにご意見がなければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について、原案どおり議決することに異議はありませんでしょうか。ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり議決されました。申し訳ありません。私の不手際で、議案第2号に入る前にご退席をお願いしなければならない委員の方がいらっしゃいました。臨時委員の西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長様、ならびに富山県警察本部長様におかれましては、恐れ入りますがここでご退席をお願いいたします。それでは引き続きまして、議案第3号、産業廃棄物処理施設(射水市)の敷地の位置について、内容の説明をお願いいたします。

議案第3号 産業廃棄物処理施設(射水市)の敷地の位置について

(会長) 確認です。17ページを見ると、敷地前面道路の中央分離帯がこの部分だけ開口しています。搬入車両は左折イン・左折アウトのみとするのか、それとも右折での出入りも認めるのか。まずその点を教えてください。併せて、ここを通る交通量(12時間交通量)は上下線合計でどれくらいでしょうか。交通量によっては右左折の入出庫の可否も変わりますので、データを示していただきたいと思います。

(事務局) 右折について、特に禁止しているものではありませんので、右折での出入りもあり得ます。交通量は1日当たり5,243台(24時間)です。これに対して本事業車両の増加分は1%未満であり、影響は大きくないと考えています。

(会長) 5,200台というのは24時間ですね。12時間換算だとおよそ3,500台程度でしょ

うか。ピーク時はもう少し多いかもしれませんが、前後の交差点の信号はどこにありますか。

(事務局) 22 ページの図のとおり、申請地の西側にある交差点に信号があります。東側についても、図の右側の三差路付近の次の地点に信号があります。

(会長) わかりました。ところで、中央分離帯がここだけ開口しているのはなぜでしょうか。市道ですね。後から開けたのか、道路整備時に既存立地に合わせて開けたのか、気になりました。速度規制はこの道路は 50km/h 程度でしょうか。片側 2 車線で実勢速度が上がると、右折で出るのは危険にも感じます。ちなみに申請にあたり、公安委員会から意見などは無かったですでしょうか。

(事務局) 交通安全については、公安委員会から特段の意見はありませんでした。

(会長) 公安委員会が問題ないというなら良いと思いますが、少々気になった点です。搬入台数自体は 1 日数台、多くても 15 台程度とのことですので、影響は大きくないとは思いますが、なぜここだけ開いているのかは確認しておきたいところです。

(委員) タイヤを破碎した後、数センチ程度のものを屋外に保管しているとのことですが、その中に数ミリ程度の細かい粒が混ざる可能性はないでしょうか。屋外に置いた場合、強風や豪雨のときに敷地外や道路へ流出し、最終的に環境水に入るおそれがないか心配です。この点はいかがでしょうか。

(事務局) 主に保管方法に関するご懸念だと理解しています。保管は敷地内の所定の場所で適切に行っており、飛散や流出が起きないように管理していると聞いています。また、これまで同様の事象は発生していないとのこと。

(委員) 毒性などがあるかどうかは別としても、今後処理量が増えるので、これまで以上に注意していただくのがよいと思います。

(事務局) 承知しました。

(会長) 本日の都市計画審議会でのような意見があったことは事業者伝えていただき、飛散・流出防止について注意喚起するようお願いします。

(会 長) ほかにご意見がなければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、議案第3号について、原案どおり議決することに異議はありませんでしょうか。ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり議決されました。

それでは引き続きまして、議案第4号、魚津都市計画区域のうち用途地域の廃止に伴い拡大する用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について、内容の説明をお願いいたします。

議案第4号 魚津都市計画区域のうち用途地域の廃止に伴い拡大する用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について

(会 長) 特に質問がないようなので、お諮りしたいと思います。それでは、議案第4号について、原案どおり議決することに異議はありませんでしょうか。ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり議決されました。

それでは引き続きまして、議案第5号、富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領一部改正の件について、内容の説明をお願いいたします。

議案第5号 富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領一部改正の件

(委員) 「携帯電話機、PHS その他これらに類する機器は鳴動しないよう設定し、通話を行わないこと。」とありますが、どういう設定かわからない。マナーモードではないのでしょうか。

(事務局) 着信音が鳴らないだけでなく、バイブ機能で振動音もならないように、「サイレントモード」とすることを意味しています。「サイレントモード」と記載しても伝わりづらいので、公開要領には「鳴動しないよう設定」とし、公開要領とは別に定めている傍聴要領の中で、わかりやすく具体的な内容を明記したいと考えています。

(委員) 「飲食または喫煙をしないこと」とありますが、20年以上前と変わらない書きぶりに見えます。近年は電子たばこ等もありますので、「喫煙等」のように現状に沿った表現に改めてもよいのではないのでしょうか。

(事務局) ご指摘のとおりで、時代に合った表現に直したいと思います。

(委員) 飲食についても、水分補給が必要な場合があります。実際、こちらもお茶をいただいていますので、その点を配慮した書き方にさせていただけるとよいと思います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。頂いたご意見を踏まえて改めて検討したいと考えます。なお、今回も皆さまに事前にご了解いただき、試行的に資料閲覧用の個人の電子機器の持ち込みを可としておりますので、こちらについては次回以降も継続させていただければと思います。

(会長) いくつかご意見が出ましたので、詳細は事務局でご検討ください。意見の内容をどのように反映させるかについては、会長に一任いただいでよろしいでしょうか。それを前提に、議案第5号についてお諮りします。ただいまの議案について、原案どおり議決することに異議はございませんか。ありがとうございます。異議なしと認めますので、議案第5号についても原案どおり議決いたします。本日は以上5件の議案でしたが、その他として、この際何かございますか。

(委員) 本日、産業廃棄物処理施設に関する案件が出ましたので、太陽光パネルのリサイクルについてお伝えします。私は経済産業省の産業構造審議会に関わり、太陽光パネルのリサイクルに関する委員も務めております。その関係で申し上げますと、調整が難航していた点もありますが、1月23日に一定の結論を得て、今回の通常国会に法案を提出する予定です。現在、全国で8府県に太陽光パネル専用のリサイクル施設がなく、処理能力も「0」と整理されています。その8府県の中に富山県が含まれており、富山県は「専用施設0」「処理能力0」という数値になっています。循環型経済の観点からも、県内でのリサイクル体制の整備が今後求められてくると思いますので、関連する施設整備等の案件が出てきた際には、慎重にご審議いただきますようお願いいたします。また、太陽光パネルは少量のまま運搬するとロスが大きいため、集積・中継拠点を設けて、そこで取りまとめて搬出する仕組みが検討されています。法案では、2025年11月に施行された再資源化高度化法とも連携し、良質なリサイクラーの育成や認定制度の整備も進める方向です。集積拠点を設けやすくする仕組みも検討されていますが、現時点では法案提出前で詳細は見通しにくい部分があります。今後具体化してくると思いますので、引き続き慎重なご審議をお願いいたします。事務局におかれましても、今後の対応をご検討いただければ幸いです。以上です。必要でしたら、関連資料は後日送付いたします。

(事務局) ご提案、またアドバイスをいただきありがとうございます。私どもも環境部局

と情報共有しながら進めてまいります。こうした施設の審議は当方としても未経験です。先行している県にも情報収集を行い、どのような審議内容で、どのような情報を集めて判断しているのかを学びながら、今後の準備を進めていきたいと考えております。

(会長) 他ございませんでしょうか。それでは今後については事務局へマイクをお返ししますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉会

(司会) 高山会長ありがとうございました。それではこれもちまして、第196回富山県都市計画審議会を終了いたします。なお、本日ペーパーレスで使用した資料については、後日メールにて委員の皆様へ送付させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

令和8年1月28日

富山県都市計画審議会会長 高山 純一

議事録署名委員

富山県都市計画審議会委員 神山 智美

富山県都市計画審議会委員 高橋 ゆかり